

# 彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町で 法定の合併協議会を設置しました

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町では、7月にそれぞれ臨時議会が開かれ、法律で定められた合併協議会を設置することが議決されました。協議会の名称や組織などは次のとおりです。

名称 彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会

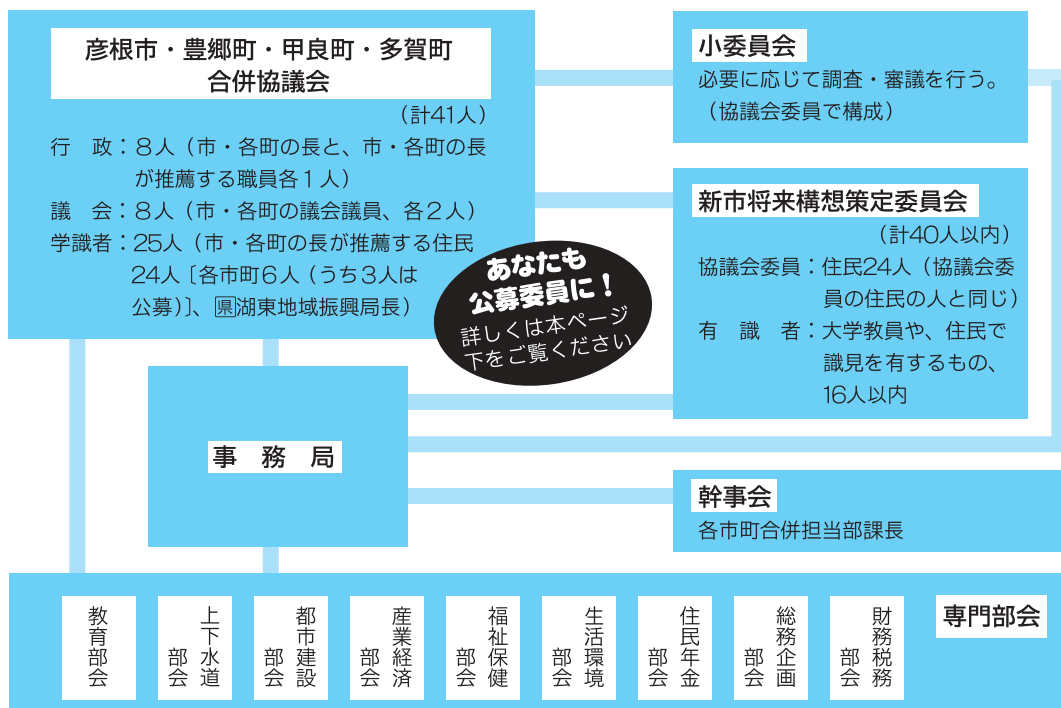
組織 市・各町の長、市・各町の長が推薦する職員各1人、市・各町の議会議員各2人、住民を含む学識経験者25人(下図参照)

設置の日 8月1日

協議事項 これまでの「広報ひこね」でお知らせしてきたとおり、「合併の是非」を含め、新市のまちづくりの計画となる「新市の建設計画」の策定や、各市町の間で違いのある住民サービス、公共料金、税金などをどの水準に合わせるかといったことを決める「協定項目」について協議を行います。

その他 協議会に合併後の新市の将来構想を策定するための委員会や、協議会の協議事項の一部について調査・審議を行う小委員会を設置できます。

## 合併協議会の組織は、こうなります



## 合併協議会の 委員を 募集します

合併についての協議は、住民の幅広い参加のもとで、住民の視点を生かして進めることが大切です。そのため、市では「彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会」の委員のうち、公募による委員を次のとおり募集します。

応募資格 市内に居住している人で、平成14年8月1日現在で20歳以上の人(ただし、国や地方公共団体の職員や常勤の公務員は応募できません)。

募集人員 3人

委員の仕事 任期中、毎月3回程度の会議に出席し、市・各町長や議会議員などの委員とともに、合併の是非を含め合併に関するあらゆることについて調査・審議していただきます。また、協議会に設置される新市将来構想策定委員会の委員として、新市のまちづくり構

想の策定にも参加していただきます。

なお、会議に出席いただいたときには、報酬を支払います。

委員の任期 合併協議会委員

については、平成14年9月

から協議会解散の日(最長で同17年3月)まで、

将来構想策定委員会につい

ては、同14年9月ごろから

新市将来構想案策定の日

(同15年3月)まで。

委員の選考 市町の合併と、

これからのまちづくり(例

えば、福祉保健、産業振興、

生活基盤整備、教育・文化

など)についての考えなど、

総合的な観点から選考しま

す。

応募方法 応募用紙(市役所

1階受付、支所・各出張所

その他の市の各施設の窓口

に備えています)に、住所、

氏名、年齢、応募の動機、

市町合併と新しい市のまち

づくりについての考え(応

募の動機を除いて1、20

0字程度)を書いて応募し

てください。

応募期限 8月16日(金)(必着)

応募・問い合わせ先 企画

課(市町合併推進室) ☎(22)

14111内線414番、F

AX(2)1398番